# 香港の公立学校における特殊教育の現状

### 合 田 美 穂

## Special Education in Hong Kong: Present Condition and Issues

#### GODA Miho

**Abstract:** This is a study of special education at the public school system in Hong Kong. No one can understand the support for children with special education needs from the Education Bureau of the Hong Kong government without the knowledge of the implementation of special education at the public school system. It looks into whether the current special education system meets the needs of children with learning difficulties and provides suggestions for future development.

要旨:本研究は、香港の公立学校における特殊教育の現状について考察したものである。香港の教育局による障害児教育への支援状況を理解し、認識を深めるとともに、実際の香港の公立学校における特殊教育の現状を把握することにつとめた。そして、香港で推進されている特殊教育では、実際に全ての児童生徒の需要に合わせて適切な対応が行われているのかどうかを検討するとともに、今後の特殊教育の発展のためにいくつかの提言を行ったものである。

### 1. はじめに:特殊教育政策の概況

香港における特殊教育の主要な政策目標は、「特殊教育を必要とする児童生徒に対して、個人の潜在能力を全面的に発揮させること」とされている。香港では、公立学校において特殊教育が必要な児童生徒には、できる限り普通教育の中で教育を受けさせるという「インクルージョン教育(融合教育・香港では「全校参与模式」と呼ばれている)」。が推進されている。その一方で、特別な必要性に応じて、特殊学校や一般学校内にある特殊学級に入学させる措置がとられている。

香港における特殊教育においては、「特殊教育を必要とする児童生徒のために適切な教育を提供し、彼らの潜在能力が十分に発揮できるように、また、彼らが社会の中で、一人の独立した適応能力を持った人間になるように助力すること」が目標とされている。現行の教育政策では、教育局は特別支援教育が必要な児童生徒のアセスメントに関して、重要な役割を担ってお

り、教育局よる専門家の診断、アドバイス、および保護者の希望に基づき、重度あるいは多重の障害がある児童生徒のみを特殊学校に入学させ、強力な支援サービスを提供している。一方で、中軽度の特殊教育を必要とする児童生徒は普通学校に入学させることとなっている。

教育局は、特殊教育において多くの権限を有しており、各特殊教育組織における教育計画の設定、教学内容の設定、学校に対する監督任務、関連組織の運営、カリキュラムの設定、教学方法の開発、学籍の提供について発言権を持っている。教育局の関係者は、様々な特殊教育のトレーニングを受けており、公立の普通学校、特殊学校、非政府機構、政府のその他の部門において専門的な意見を提供している。

教育局は「特殊教育サービス・センター」を, 九龍 塘および葵涌の2ヶ所に設置して, マルチメディア機器, コンピューター・ソフトおよび各種機材を設置し, 教材および教具の製作をするために, 教師にそれらを提供している。センターはまた, 多くの特殊教育と関連のある図書や定期刊行物を購入および定期購読

しているほか、教師が参考にできるように、学校教育 に適した資料を収集している。内部にある「特殊教育 資源センター」は、その他に、教師に対して特殊教育 についての情報および情報や資源を提供するために、 デジタル・デスクを設置している。

アセスメント・サービスも、教育局の重要な役割のひとつである。学習、情緒または行為において問題がある児童生徒に対しては、心理、社会適応性、学習に関するアセスメントを、言語障害が疑われる児童生徒に対しては、言語アセスメントを、聴覚方面の障害が疑われる児童生徒に対して、聴覚アセスメントをそれぞれ実施している。このほか、教育局は、香港の全ての小学校1年生に対して、学習困難に対する早期識別と早期対応を推進している。具体的には、教師が学習や言語に困難が生じている児童を識別できるようにトレーニングを実施し、教師が早い段階で、このような児童に対して適切な支援を行えるようにすることである。

教育局が提供しているその他支援サービスには、聴 覚障害の児童生徒のための教育聴覚サービス、言語障 害の児童生徒のための学校主体の言語療法支援サービ ス、学習、情緒あるいは行為に問題がある児童のため の教育心理サービス、そして、学籍の提供、および保 護者や教師に対する障害児への対応の指導や専門家に よる支援の提供などがある。教育局はまた、聴覚障害 のある未就学児および就学児にも補聴器などを提供す るサービスを行い、学習の中で効率よく補聴器を使え るようにアドバイスを行っている。教育局は、教師が 特殊教育を必要とする児童生徒に対して支援する際に 参考になるように、ガイドラインおよび資料を編集し ているほか、保護者や一般市民の特殊教育に対する理 解を深めるために、チラシを印刷している。。

本研究では、上述の香港の教育局による障害児教育への支援の状況を理解し、認識を深めるとともに、実際の香港の公立学校における特殊教育の現状を把握することにつとめた。そして、香港で推進されている特殊教育においては、全ての児童生徒の需要に合わせて適切な対応が行われているのかどうかを検討し、今後の特殊教育の発展のためにいくつかの提言を行った。本研究で用いた主な研究方法は、政府の資料の参照、先行研究の参照、および、関係者への聞き取りである。

# 2. 香港の公立学校(公立国際学校も含む) の特殊教育の形態<sup>33</sup>

### (1) 特殊学校

2009/2010 年度の香港の公立の特殊教育小学校の在籍児童数は、合計 3,784 人であり、同中学校の在籍生徒数は合計 4,712 人である。

現在は、香港には合計60校の特殊学校があり、そ のうち視覚障害のある児童生徒のための学校が2校 (ともに寄宿部付設). 聴覚障害のある児童生徒のため の学校が2校(うち寄宿部付設が1校),身体障害の ある児童生徒のための学校が7校(うち寄宿部付設が 3 校)、知的障害のある児童生徒の学校が 41 校 (うち 寄宿部付設が14校)、群育学校が7校(うち寄宿部付 設が6校)、院内学校が1校である。群育学校とは、 家庭内での支援が困難な特別支援を必要とする児童が 集団生活をするための学校であり、一部の群育学校は 全寮制であり、社会福利署からも補助金を得ている。 院内学校は、1つの学校として教育局に登録されてい るものの、実際には18ヵ所の病院において院内学級 を開設している。全ての特殊学校は、教育局によっ て、特殊学校援助規則による援助の提供が行われてい る。教育局はまた、これらの学校に専任として勤務す る医療スタッフ、ソーシャルワーカー・スタッフ、介 助スタッフおよび寮のスタッフなどに援助を行ってい る。このほか、教育局は毎年、香港盲人補導会による 中央点字製作センターに補助金を援助することによっ て、点字による読み物(学校の教科書を含めて)を視 覚障害のある児童に提供している4.5%。

その他に、政府の補助によって運営されている英基 国際学校協会による特殊学校(賽馬会善楽学校)が1 校ある。英基国際学校協会は、中国語を母語としない 児童生徒のために開設された英語による教学を実施する英基国際学校を運営しており、香港全域に複数の小学校および中学校がある。その系列である特殊学校も、普通学校と同様に、英語による教学を実施しているが、現在は、香港全域から、非中国語母語話者の入学希望者が殺到しているために、受け入れ制限を設けている。そのために、他の特殊学校とは異なり、入学のための基準は厳格であり、ウェイティングだけで数年かかると言われている。この英基国際学校協会の特殊学校は、現在、5歳から18歳までの児童生徒を受け入れており、在籍学生数(定員)は60名である。重い知的障害、自閉症、身体障害がある児童生徒で、 通常は介護が必要な児童生徒が受け入れ対象となっている。また、児童生徒と教師の比率は1対7である。校内では、在籍児童生徒に対して、言語療法、作業療法、職業的なトレーニングなど、様々な治療サービスが実施されている<sup>61</sup>。

### (2) 公立小中学校における特殊学級

公立小中学校において特殊学級を開設している学校は、2009/2010年度では香港全域において、わずか4校である。そこに在籍する児童生徒の総数は、小学校で17名、中学校で32名である"。この数字からは、香港の公立学校においては、特別支援を必要とする児童生徒は、普通学校の中に開設している特殊学級ではなく、特殊学校あるいは普通学校(普通学級)のどちらかにおいて、支援を受けることになっているということがわかる。

一方、政府の補助による英基国際学校協会が運営す る国際学校のうち、特別支援学級を学内に設置してい る学校は、小学校で6校、中学校で3校ある8。英基 国際学校協会では、特殊教育を受けることを希望する 児童生徒に対して、厳格なアセスメントを実施し、特 殊学校または支援学級に振り分ける(アセスメントの 結果によっては、状態が軽度であるとして、入学を拒 否するケースもある)。支援学級ではグループ教学が 基本であり、児童生徒と教師の比率は7対1となって いる。支援学級に在籍している児童生徒の多くが、学 習障害あるいは注意欠陥/多動性障害があり、特別支 援教諭および補助教員の指導の下で、教学が実施され ている。特別支援学級で学ぶ児童生徒の多くが、適切 な対応あるいは支援を受けることによって, 普通学級 の中で授業を受けることが可能であるために、支援学 級の児童生徒であっても、通常は普通学級の双方で学 んでいるケースが多い。これら支援学級についても. 香港全域からの入学希望者が殺到しているために、受 け入れ制限が設けられており、簡単には入学できない 状況である。入学(編入)のための願書提出時には, 規定された数種類のアセスメントを事前に受けておく 必要があるほか、実際に英基国際学校の特別支援教諭 が、子どもの様子を観察するために、それまで子ども が在籍している学校に授業の参観に最低2回は訪れる など、徹底した審査を行なっている。

現在のこれら合計 9 校の支援学級の総定員は 133 名であり、そのうちの中学校の定員は 56 名である。また、英基国際学校協会の特殊学校とは異なり、支援クラスでは在籍児童生徒に対して、様々な治療サービス

は提供されておらず、多くの保護者は自費で、民間機関などを利用して、言語療法、作業療法、ソーシャルスキルトレーニングなどを子どもに受けさせている<sup>9</sup>。

# (3) 公立小中学校(「全校参与模式」と呼ばれるイン クルージョン教育の実施校)

香港で特別な支援を必要とする児童生徒の中で、最 も多くの児童生徒が在籍しているのが、普通学校(普 通学級) である。香港では、1970年代以降、普通学 校は、特殊教育の必要性がある児童生徒に対応するた めの支援を開始した。しかし、本格的に開始されたの は、1990年代になってからである。1997年9月に、 国連の教育科学および文化組織の提唱に呼応して. 「全校参与模式」と呼ばれるインクルージョン教育 (融合教育)が推進されるようになったが、その目的 は、既にあった香港のインクルージョン教育の素質を 高めることにあった。インクルージョンの考え方は, もともとはアメリカの特殊教育の分野で活発した考え 方である。この考え方は、メインストリーム教育(= 統合教育と同じ意味を持つ用語で、学習あるいは生活 の場で障害児と健常児を統合して教育すること)と区 別して、子どもたちの生活年齢に相応する普通教育の 環境を保障していくということに重点が置かれてい る⑩。つまり、健常児と障害児をひとつの連続した教 育システムとして捉えたのがインクルージョン教育な のである。

同時期の1996年に、香港では、『障害者差別条例 (残疾岐視条例)』が施行された。また、平等機会委員 会は、2001年に『教育実務守則』を制定した。『教育 実務守則』は、教育界や一般市民が『障害者差別条 例』の中で規定されている差別されている者の権利を 詳しく理解するために制定されたものであり、平等機 会委員会にとって系統だった制度を提供するために作 られたものである。

この法律規定を遵守するための実務指南も提供されることとなった。教育局は「全校参与模式インクルージョン教育運用指南」を作成した。その目的は、学校に対して、これらの法律の原則に従い、実現可能な方法によって指導することを要求し、全ての普通学校が、児童生徒のそれぞれの差異や特殊教育の需要に対応し、高いレベルの教育サービスを提供し、個々の児童生徒の潜在能力を発展させることを目的としている。それはまた、全校の教師と児童生徒が互いにそれぞれの差異を尊重し、融和した学校を共に作り上げることを促進するためのものでもあった""。

「全校参与模式」と呼ばれるインクルージョン教育 の特色には、以下のものがある:1つ目は、全校にお けるインクルージョン教育というものに対する共通認 識である。全教職員が、ひとつの融合的な環境を作り 上げるという責任を持つことを認識し、全ての児童生 徒の需要に合わせて対応することである:2つ目は、 カリキュラムのアレンジに関するものである。学校 は、特殊教育を必要とする児童生徒の異なる需要に対 応するために、正規課程の修訂と拡張を行うことであ る;3つ目は、教学のアレンジに関するものである。 多元的な教学方法および補助教具を取り入れ、異なる 需要に対応することである;4つ目は、児童生徒同士 の支援に関するものである。計画性を明確にしたグル ープ学習を組み入れて、児童生徒同士が指導しあった り、グループで学んだりすることである;5つ目は、 教師の協働に関するものである。共同授業を行ったり することで教師が協働し、 互いに支援をすることであ る;6つ目は、教室管理に関するものである。共同授 業を設定し、全ての児童生徒が様々な授業を受けられ るように配慮するなどをし、学校はスタッフと教師の 協議に対して責任を持って、学習環境を改善していく ことである12%。

### 3. 特殊教育に提供される資源および支援

## (1) 特殊教育の教育規定

香港の特殊学校に適しているとされる児童生徒の定員は、8名から20名であり、児童生徒個人の状況によってその比率が決定される。教師の比率は、小学校および初級中学校の場合は、各クラスに平均1.7名、高級中学校の場合は、各クラスに平均1.9名である。これらの学校では、担任教師以外に、様々な分野の特別教師および専門的なスタッフが、定員外のスタッフとして雇用され、児童生徒の異なる特別支援の必要性に応じて配属されることになっている。

特殊学校における修学年限についていえば、特殊学校の児童の入学年齢は一般的には6歳であり、彼らは無料で教育を受けることができる。無料教育を前提とした新高級中学学制が2009/2010年度から実施されたことに伴い、その規定は特殊学校においても適用されることになった。よって、2009/2010年度から、特殊学校もまた、中等教育においては6年間の無料教育が提供されることとなっている。

学費についていえば、2008/2009 年度以降、英基国際学校付属の特殊学校を除き、政府が支援する全ての

特殊学校の小学部および中学部は無料となっている。 また、政府は、低所得家庭の児童の保護者に対して、 筆記具補助金を提供している。寄宿部では寮費を徴収 するが、経済的に困難な寮生は減免申請をすることが 可能となっている。

カリキュラムについては、教育局課程発展議会の付 属機関である「特殊教育需要委員会」が、特殊教育を 必要とする児童生徒のための政策および監察を策定し ており、カリキュラムを制定する役目を担っている。 特殊教育を必要とする児童生徒のために制定されたカ リキュラムは、普通教育のカリキュラムを基礎にして 制定されており、インクルージョン教育用に編成され ている。また、カリキュラム全般について責任を担っ ている「課程発展処」は、内部の委員会の建議に基づ いて、関連するカリキュラムをよりよいものにするた めの役目を果たしている。また、特殊学校でも、普通 学校で採用されているカリキュラムを基礎として、共 同カリキュラムと呼ばれる普通教育と特殊教育のカリ キュラムが融合した形のカリキュラムを採用してい る。学校は児童生徒の特殊教育の必要性を見極めて, 各学習領域において現行のカリキュラムが正当である かどうかの検証を行い、適宜、適切な修訂を行ってい る。例えば、「個人、社会および人文教育」というカ リキュラムの中に、日常生活技能訓練を組み入れるな どの調整を行っている。

### (2) 特殊教育に対する教育局からの支援

2007/2008 年度以降,教育局は,特殊教育を必要とする児童を支援するための専門的な能力を高めるための,5年間を1単位とするコースを制定し,普通学校および特殊学校で教鞭をとる教師のために提供した。その中には,30時間の基礎コース,90時間の上級コースおよび60時間の特殊教育といった専門コースが含まれている。このほか,教育局は普通学校および特殊学校の校長,教師および教務助手を対照として,特殊教育を必要とする児童生徒を支援するためのセミナー,研修班,ワークショップを開催している。

教育局はまた、「学校仲間計画」という計画も推進している。それは、18 校の特殊学校、資源センター、10 校のインクルージョン教育を積極的に実施している学校(資源学校とも呼ばれている)が、一般の学校のために、特殊教育支援に必要な資源を提供することによって、支援ネットワークを構築するものである。支援サービスには、セミナー、ワークショップ、個別セミナーおよび各地区における交流会の開催、HP上

での資源の提供、および教学資源の貸与、学校への巡回支援などが含まれる。この計画では、普通学校が特殊教育の実施において自信をつけること、および特殊教育を必要とする児童生徒に対する対応方法を把握することに対して助力することに重点が置かれている。

一部の特殊学校と「特殊サービス資源センター」 (詳細は後述)もまた、主に、普通学校に在籍している適応困難を抱えた知的障害児に対して、当事者が普通学校にて授業を受ける際に役に立つ短期のコースを、必要に応じて提供している。知的には正常であっても、情緒、行為および適応の問題が深刻である児童生徒に対しては、児童生徒の必要性に応じて、時間制、或いは終日、教育局は教育心理学者に委任して、矯正支援を提供している。教育局はまた、個別の指導計画に従って、児童生徒が適切なソーシャル・スキルおよび適切な行為規範を身につけることができるように、そして、彼らが普通学校において学業を継続できるように支援している。

教育局は、学校のためのその他の支援として、公立 普通学校(小中学校)に対して、学習支援のための補助金を提供している。具体的には、特殊教育を必要と する児童生徒に対し、1人につき、年に1万~2万香 港ドルの補助金が提供され、また、学校1校につき、 年に上限百万香港ドルが提供されている。学校は、支 援を受ける前提として、インクルージョン教育(全校 参与模式)を採用していることと、特殊教育が必要な 児童に対応していることが必須となっている。

教育局はまた、言語障害のある児童のために支援を 提供するために、公立普通学校(小学校のみ)に対し て「学校言語治療補助金」を助成し、学校に「早急 に、言語障害が疑われる児童に適切な学校の言語療法 サービスを提供し、言語障害が慢性的な学習障害にな ることをさけなければならない」と提言している。

教育局はまた、学校の必要性に応じて、公立普通学校(小中学校)に対して「学校教育心理サービス」を提供している。このサービスは、教育局の担当者が、定期的に学校を巡回し、学校システム、教師、児童の3側面から、学校が児童の異なる学習の需要について指導するように助言するものである<sup>[3]</sup>。

# 4. 「特殊教育サービス・センター」 および「特殊教育資源センター」の役割

教育局は、特殊教育を必要とする児童生徒に対して、様々なサービスを提供しているが、それらのほと

んどが、九龍塘および葵涌に設立された「特殊教育サービス・センター」を通して提供されている。そこでは、特殊教育サービスの主要な目標として、「早い段階で特殊教育の必要性のある児童生徒を識別し、それによって、彼らに適切な支援を提供することによって、軽度の障害が重度の永久的な障害になってしまうことを防止すること」が掲げられている。以下に述べるものは、現在、教育局の「特殊教育サービス・センター」が提供している特殊教育サービスの概要である:

1つ目は、特殊教育支援サービスである:普通学校および特殊学校の教師を対象に、特殊教育と関連のある在職訓練活動および各種の専門性を伸ばすための研修班、セミナー、ワークショップを開催すること;専門的な支援を提供し、公立の普通学校がインクルージョン教育の方法を用いて、児童生徒の異なる学習の需要に対応できるようにすること;特殊学校の専門性を伸ばし、特殊学校との協働を推し進め、教学の効果を高めること;教育機構およびその他の専門機構のために、特殊教育を主題とした講座を提供することである。

2つ目は、学校の紹介および学籍の提供である。特殊教育の必要性がある児童生徒の保護者のために、センターは特に学籍の提供について専門的な意見を述べ、個別の児童生徒の需要に応じて、特殊学校への入学のための紹介をすることである。

3つ目は、「特殊教育資源センター」。を通しての情報提供サービスである。「特殊教育資源センター」とは、情報資源の提供を目的としたセンターであり、その役割には以下のものがある:センター内にデジタルデスクを設置し、特殊教育についての情報や資源を教師に提供すること;教師が教学に関する資源を閲覧し、教材の製作をしやすくするという目的で、コンピューター設備、マルチメディア機器および貸し出しサービスを提供することである。

4つ目は、聴覚サービスである:聴覚障害のある児 童生徒に聴覚サービスを提供すること:聴覚障害のあ る児童生徒が在籍する学校に対して、専門的な支援と 情報サービスの提供を行うこと;教職員および保護者 が聴覚障害のある児童生徒に対して、適切な対応と教 育が行えるように、訓練とアドバイスを提供するこ と:聴覚障害がある児童生徒の学習に必要な資料集を 編纂すること<sup>15)</sup>である。

5つ目は、言語療法サービスである:言語障害がある児童生徒のために、アセスメントおよび診断を提供

すること:言語障害がある児童生徒のために、学校による支援計画を作成し、教師および保護者に対する訓練およびアドバイスを提供すること:学校に対して、専門的な情報、支援サービス、言語療法サービスを提供すること:特殊学校の言語療法に携わるスタッフに対して、専門的な支援サービスを提供すること:訓練およびネットワーク活動を実施し、アセスメントのための材料や資料集を製作することにである。

6つ目は、教育心理サービスである:学習、情緒或いは行為に問題がある児童生徒のために、アセメント・サービスを提供すること:特殊教育を必要とする児童生徒の指導のために、学校に支援と情報を提供すること:学校がインクルージョン教育の模式に従って、児童生徒の異なる需要に対応するために、専門的な支援をすること:選別およびアセスメントための用具の研究および開発、ならびに教学資料集の編纂によって、児童生徒の異なる需要に対応すること:訓練およびネットワーク活動の実施において、学校スタッフおよび関係者が知識と技巧の高めるために助力すること:学校の危機管理体制の構築を支援すること「である。

7つ目は、学校本位の支援サービスを発展させるためのサービスであり、教育局は公立小学校 1 校につき、特殊教育支援主任を 1 人または監督者を 1 人、連絡人として配置している。このサービスは 2007/2008 年度から中学校にも適用されている。

8つ目は、センターによる直接的な支援サービスである。公立の小中学校に在籍し、情緒、行為および適応の面において深刻な問題がある児童生徒に対して、センターは短期的な矯正指導サービスを行う。

9つ目は、インクルージョン教育を積極的に実施している「資源学校」および「特殊教育資源センター」が提供するサービスである。「資源学校」および「特殊教育資源センター」が、専門職としての教師の交流、学校への巡回支援、教学資源の提供を行うことによって、学校間のネットワーク支援を促進することである。2009/2010 年度では、「資源学校」である小学校が6校および中学校が4校、そして「特殊教育資源センター」がネットワークに参加した。「特殊教育資源センター」は短期間の講座を開講し、主に普通学校に在籍する知的障害と重度の適応困難の児童生徒が利用することとなった。

その他のサービスには、特別試験の手配があり、特殊教育の必要性がある受験生のために、特別な試験を 手配している。また、専門家を育成するための訓練も 実施しており、教育心理、言語療法、聴力学コースで学ぶ学生(専門家候補生)のために、実習において監督指導サービスを提供している。また、インフォメーション・サービスも積極的に実施しており、幼児センター、特殊学校、普通学校、非政府機構、および政府部門に対して、特殊教育の必要性がある児童生徒に関する専門的なアドバイスを提供している。こういったサービスに対して、学校や保護者、或いは業務スタッフが不明な点がある場合、「特殊教育サービス・センター」にて対応を引き受けるようになっている「\*\*」。

# 5. 学校に対する学内・学外 による評価システム

教育局は、2003年度より、学校における今後の発 展および責任問題への取り組みを強化するために、学 校に対する自己評価および外部評価を実施し、学校の 自己改善を促進している。第1期の外部評価は、2007 年から 2008 年にかけて完結し、一定の成果が見られ た。学校における今後の発展および責任問題に対する 取り組みについては、学校が数字および実証によって 自己評価を行うことによって、効果が見られており、 大半の学校は、外部評価は学校の今後の発展を促進し ているとして肯定的である。最近の外部評価は 2008 年から 2009 年にかけて実施された。外部評価は学校 の今後の発展と責任問題の取り組みを明確にすること を目標としているだけではなく、学校が児童生徒の学 習成果を伸ばすことに力を入れることを奨励し、通常 の教学においても自己評価を取り入れていくこととさ れている。教育局は、外部評価に重きを置くことによ って、学校が学校の事情および今後の発展のために集 中できるような自己評価方法を確立していくことを目 標としている。

2008/2009 年度の内部および外部評価では、特殊教育の必要性がある児童生徒についての対応についての評価は、おおむね良好なものであった。学校は、様々な計画を通して、特殊教育の必要性がある児童生徒の学習、コミュニケーション、専門的な療法といった方面での需要に対応していた。大部分の学校は、専門チームを結成し、支援に関連する業務に携わっていた。また、全校がインクルージョン教育を採用し、様々な人的資源を活用していた。例えば、教育心理学者が教師と保護者のために訓練を行ったり、児童生徒にアセスメントを行ったりするなど、特殊教育が必要な児童生徒のサポートに当たっていた。また、支援が必要な

児童生徒に対して. 教師の援助が円滑にできるよう に、個別に補助スタッフを教室まで派遣していた。学 級担任の教学に対する援助のために、専門的な知識の ある教師を派遣し、担任教師と共に教学に当たらせる こと、保護者ボランティアにも、特殊教育が必要な児 童生徒の付き添いとして教室に入らせるというケース もあった。過半数の学校は、トレーニングを受けた高 学年の児童生徒を, 教師の代わりとして, 低学年の学 習困難な児童生徒の指導に当たらせていた。このよう な高学年児童生徒による代行教師は、特殊教育を必要 とする児童生徒のために、異なる支援、例えば、勉強 の仕方、気持ちやコミュニケーションなどの伝え方 を, グループ学習の中で教えていた。学校は, 教育局 からの補助金を運用することによって、言語療法、読 み書き訓練、集中力を高める訓練などを目的として, 外部からの専門的なサービスを活用していた。

児童生徒への支援以外では、少数の学校が、保護者への支援も重視していた。例えば、学校のホームページで、特殊教育が必要な異なるタイプの児童生徒のための情報を提供したり、保護者に対するワークショップを開催したり、関係のある保護者のために親の自助グループを組織したりしており、ある学校では、「家庭における訓練計画」を打ち出して、児童生徒の成長のために、家庭と学校が協働してするというケースも見られた。学校は、おしなべて、学校本位の専門的な活動を開催しており、教育局が推進している「インクルージョン教育における教師の専門性を高めるための枠組み作り」に従って、教師に専門的な訓練を受けさせ、教師が特別支援を必要とする児童生徒に対する対応法を向上させる努力を行っている(\*)。

### 6. 当事者の事例

# (1) 公立普通科小学校(インクルージョン教育)における事例

では、実際に、公立学校に在籍する、全ての特別支援が必要な児童生徒は、上述のようにトレーニングを受けた教師やスタッフ、教育局からの専門家などから、適切に理解をされて、適切な支援を受けているのだろうか。筆者は、これまでの見聞から、特に発達障害がある子どもたちが適切に理解をされていない、教師に認識が欠けているというケースを幾度となく知る機会があった。また、新任教師からも、「実際には特殊教育についての実践的な知識がほとんどなく、今後学校で教えながら、その合間に特殊教育のためのトレ

ーニングを受ける予定もある」という話も聞かされたことがあった<sup>20</sup>。

一方, 香港にはギフテッド児と呼ばれる, 単一或い は複数の領域で才能に秀でた児童生徒がいる。筆者は 近年、ギフテッド児に対する学校内での支援状況を把 握するための調査を行ってきた<sup>21)</sup>。ギフテッド児の保 護者が組織する「香港ギフテッド児の親の会」では, メンバーが互いに自分の家のギフテッドの子どもにつ いての体験談を語り合っているが、ギフテッド児と呼 ばれる子どもたちが、学校にて正しく理解されなかっ たり、問題児扱いされたりしていることによって、苦 労している体験談が幾度となく紹介されている。筆者 は、身体あるいは知的障害が伴わない発達障害がある 子どもたちが、ギフテッド児と同様に、公立の普通学 校では正しく理解されなかったり、適切な対応がとら れなかったりしているという例や、適切な対応によっ て、学校生活に適応することができたという例を挙げ て、香港の公立普通学校で学ぶ、特別な支援が必要な 児童生徒への対応についての格差について言及したい と考えている。

以下のケース1は、筆者が実際に関係者に聞き取りを行ったケースであり<sup>22)</sup>、ケース2およびケース3は、「ギフテッド児親の会」の公式ホームページにて紹介されている2つの典型的なケースである<sup>23)</sup>。前2者は、教師からの理解や支援がまったく得られず適切な対応がとられてこなかったケース、後者は教師からの適切な対応と親の取り組みで、子どもの特性を伸ばすことができたケースである:

#### ケース1:

公立小学校に通う2年生の子どもは、小学校入学時 から、どこか他の同級生とは、行動、興味の範囲、物 事に対する取り組み方が違っていた。特に、1人でじ っくり取り組まなければならない課題。例えば、授業 中に行う課題や、家での宿題については全く集中でき ず、椅子にきちんと座って取り組むことも難しく、課 題や宿題をこなすことに一苦労であったため、教師や 親は手を日々焼いていた。担任教師からは、「家での 指導やしつけがなっていないから、こうなっているの ではないか。家できちんと宿題をさせるようにしてく ださい。また、授業中はきちんと座らせて集中させる ように言い聞かせてください。」と頻繁に保護者に伝 えられていた。家庭における日々の宿題でも、集中す れば30分で終わるような単純な課題であっても、集 中力が持続しないために、毎日平均3時間以上を費や しており、母親が隣に座って始終見張って、はっぱを

かけていないとできないような状況であった。母親 は、ほかの子どもが容易にできるようなことが、なぜ 自分の子にはできないのかと常に気にしており、子ど も自身に何か問題かあるかもしれないと疑い、自ら民 間の医療機関に子どもを連れて行き、診断を仰いだと ころ、発達障害の一種である「アスペルガー障害」\*\* であると診断された。アスペルガー障害とは、言葉の 遅れはないが、興味の対象に偏りがあり、コミュニケ ーションにも問題があるという特性があるという障害 であることを知った母親は、興味の対象に偏りがある ために課題や宿題に集中できないのではないかと考 え、担任教師にその診断結果およびアスペルガー障害 の特性を伝えて相談した。しかしながら、担任教師に は発達障害についての知識や理解は全くなく、これま でと同様に、子どもに対しては「やる気のない子」と いうネガティブな印象を持ったまま、叱責することを 含めて、厳しく対応し続けていた。その後、子どもに 改善が見られないとして、担任教師からは、この学校 は子どもには向いていないのではないかと、暗に転校 を示唆する発言までが出てきた。母親は、子どもが毎 日のように、学校で厳しく叱責されることに耐えかね て、このままでは子どもの自尊心を傷つけてしまうの ではないかと心配するようになり、結果として、母親 の判断で、3年生になった時点で、その学校を退学す るという選択をすることになった。

## ケース2:

1人の小学生の男の子の話であるが、教師が何度も 同じ課題をくり返し説明することに対して、つまらな く感じ、教室内で、クラスメート目がけて輪ゴムを飛 ばしたり、教師の頭上にも飛ばしたり、廊下に足を出 したり、同級生を倒して紐で縛ったりといったイタズ ラをし始めるようになった。そうでなければ、教師に 文句を言ったりしていた。どちらにしても、その子ど ものイタズラは、次々と出現し、とどまることを知ら なかったが、それらに対しては、罰則、お仕置き、親 の呼び出しという形で対処された。小学校3年生にな ってからは、彼の行動は更にひどくなり、何事も自分 の意思のおもむくままに行動し、校長は、子どもが 「多動児」であることを疑って、「特殊教育センター」 の心理アセスメント部門に依頼して、子どもにアセス メントを受けさせたところ、その結果は「ギフテッド 児」であった。しかし、この「ギフテッド」のラベリ ングも、子どもと学校の関係を改善させることには役 に立たず、教師はその子どもを愚劣な児童であると決 め付けて、子どもに対して格別に厳しく対応した。ま た、クラスメートもその子どもと一緒にいることを嫌がって、子どもは日に日に意気消沈し、孤独になり、結果として、小学校4年生の2学期になって、停学という処罰が下され、転校を余儀なくされた。

#### ケース3:

「おはよう、先生!」その子どもは賢く、常に相手 に明るく挨拶をしていた。「彼は、こういう感じの子 どもで、話をするのも上手だけれど、彼との付き合い が長くなるにつれ、彼がどれだけやんちゃで、どれだ け大変かということがわかってきます。」と男の子の 母親は訴えていた。男の子の成績はかなり悪く、宿題 をする時も座っていられず、すぐに水を飲みに行った り、テレビのスイッチをつけたりしていて、毎日の宿 題の大部分は、母親が横でハンガーを手にして監督し ながら、なんとかやっとやり終えることができるとい う状況であった。学校の状況は、当然ながら家より悪 く、授業中は集中しない、頻繁にイタズラをするなど で、新学期が始まってからの1学期の間に、母親は3 回も教師に呼び出されたことについても, 悩んでい た。専門家によってアセスメントが行われた後、更に 母親への聞き取りも行なわれた。そこでは、子どもは 生まれた時から聡明で、1歳時には簡単な文を話すこ とができ、1歳半になると親が食事を口に運ばなくて も自分で食べることができ、自分で着替えもでき、靴 下も履けたりするなど、自分で様々なことができるよ うになっていたこと、このほかにも、常に元気で、幼 児期には昼寝もせず、毎晩父親が夜勤から帰ってくる のを待ってから就寝し、夜中の12時に寝ることも頻 繁で、翌朝にはきちんと8時に起床し、しかも疲れを 見せないということなどが語られた。この母親へのイ ンタビューからは、母親は子どもを愛くるしく思って いると同時に、また深く悩んでいることも読み取れ た。賢く活発なことを愛してやまないが、その一方で 子どもの行為における諸問題については常に悩みの種 となっていたのである。専門家によるアセスメントお よび母親へのインタビューからの結論は、子どもには ギフテッドの素質があるものの、過度の多動であるこ とから、まず、教室内でのルールを破ったり、学習を 妨げたりするような問題をコントロールするための矯 正教育が行なわれることとなった。同時に、母親が全 面的に子どもの長所および短所を受け入れられるよう に、母親に対しても、子どもへの対応を改善するため の指導が実施された。幸いだったのが、クラス担任が 思いやりのある前向きな教師であったことである。専 門家、母親、担任の3者からの適切な指導の下で、子 どもの問題は大きく改善され、子どもの持つ素質が埋 もれてしまわずにすんだのである。

#### (2) 英基国際学校の支援学級の事例

特定不能の広汎性発達障害25)がある小学校3年生の 男の子は、2年生になる直前に、英基国際学校の支援 学級に編入することができた。編入のための提出書類 として、教育心理学者(臨床心理士)の12ヶ月以内 の診断書、および各種の診断書(言語療法、作業療 法、理学療法を正式に受けている場合はそれぞれの最 近の診断書), 在籍する学校のレポート, 在籍する学 校による子どものための教育計画書が要求された。書 類選考をパスして、編入を考慮してもらえる場合であ っても、ウェイティングは1年から3年だと言われて いたため、すぐの編入学は期待していなかったが、予 想よりも早い数ヵ月後に学校から連絡があり、英基国 際学校の特別支援担当教諭が、在籍する学校に2回に わたり直接授業見学に出向き, 編入が決定した。公立 学校への編入学とは違って、この学校では、編入に臨 むだけでも、こんなに面倒なことであることは、親は 当初は思ってもみなかった。

支援学級には7名の子どもがおり、その多くは、男 の子と同じ広汎性発達障害児である。子どもは、特別 支援のトレーニングを受けた特別支援教諭の指導の下 で、当初は大半の時間を支援学級で過ごしていたが、 教室活動や授業に慣れてくるとメインストリームの授 業にも出席するようになった。北京語、音楽について はなかなか参加する気持ちにならないが、得意な算数 の授業ではメインストリームの子どもよりも早く計算 ができたりすることもあり、褒められることも多く、 編入学してからは徐々に学校生活に対する自信をつけ ていった。一方で、注意欠陥/多動性障害を伴ってい る男の子は、衝動的に不適応を起こすことがあり、学 校内では問題視されることもしばしばであり、親も何 度も呼び出された。学校との相談の結果、学校の指示 で、特別に補助スタッフを常時雇用することになった ため、その後はそういった問題行動は減少傾向にあ る。この学校では、特別支援担当の教師が常に指導に 当たっているために、子どもたちは基本的には適切な 対応を得られ、得意分野を延ばすことも可能になって いる。その男の子は、学校にて実施される週に1回の 言語療法士の授業にも出席しているが、その費用と上 述の補助スタッフの雇用のための費用は、全てが保護 者による実費負担であるために、出費もかさんでい る。公立の普通学校では無料または安価で提供されて

いる教育局による各種サービスは、この英基国際学校には適用されていないため、この男の子は、家庭では、自費で民間機関を利用して、言語療法、作業療法、ソーシャルスキルトレーニングなどのトレーニングを受けている。その男の子と同じ支援学級で学ぶ子どもの中には、中国語話者の子どももいる。彼らは、公立学校よりも出費がかかることを承知の上で、専門的な訓練を受けた特別支援教諭から手厚い支援が得られることを希望して、あえてこの学校に入学したという。経済的に余裕のない家庭の子どもはこの学校にて特別支援を受けることは難しい状況である<sup>20</sup>。

筆者は、上記において、公立普通科小学校(インク ルージョン教育) における事例. および英基国際学校 の支援学級の事例を取り上げたが、これらの事例を通 してわかることは、公立普通科小学校の教師は、全て が障害に対する正しい理解をしているとは言えず、教 師の中でも、障害に対する理解や対応に、大きな差が 生じていることである。一方、英基国際学校の支援学 級の場合は、子どもはトレーニングを受けた特別支援 教師もとで, 少人数制クラスの中で, 適切な支援や配 慮を受けることが可能であるということが確認できた が、英基国際学校の場合は、教育局からの直接の支援 が得られないために、支援を必要とする多くの子ども たちは、自費で訓練を受けざるを得ないという状況に ある。経済的に余裕がない場合は、英基国際学校の支 援学級で学ぶことは難しく、編入の機会自体も少ない ないということも確認できた。

# 7. 香港の特殊教育における課題: 特にインクルージョン教育に対して

香港のテレビ局が 2005 年に「新聞透視」というシリーズの中で、「資優之憂」という特別番組が放映された<sup>27)</sup>。番組の中のインタビューを通して、香港におけるギフテッド児には支援が欠如していること、一部のギフテッド児には、発達障害があるために、行為および情緒の問題が生じており、番組の中では、教師や保護者はこういった問題に対する対処方法が分からないことなどが指摘されていた。読み書きに障害があったり、情緒および行為の問題があったりするために、学業成績およびコミュニケーションといった方面でうまくいっておらず、中には挫折感を味わったり、うつ状態になったりする子どもさえいると言われている<sup>28)</sup>。

「全校参与模式」と呼ばれるインクルージョン教育 には、「全校におけるインクルージョン教育というも のに対する共通認識があり、全教職員が、ひとつの融 合的な環境を作り上げるという責任を持つことを認識 し. 全ての児童生徒の需要に合わせて対応すること」 という主旨がある。しかしながら、全教職員にそうい う責任がいきわたっているのか、全ての児童生徒の需 要に合わせて適切な対応が行われているのかといえ ば、そうとはいえないのである。また、身体障害や、 重い知的障害など、見た目で分かる障害がある子ども に対応する場合は、対応方法もわかりやすいであろう が、とりわけ知能の遅れが目立たない発達障害児に対 する認識が欠如している教職員が多いのである。っ。イ ンクルージョン教育における教育計画の中には,「計 画性を明確にしたグループ学習を組み入れて、児童生 徒同士が指導しあったり、グループで学んだりするこ としという計画があり、実際には、過半数の学校に て、トレーニングを受けた高学年の児童生徒が、教師 代わりとして, 低学年の学習困難な児童生徒の指導に 当たり、特殊教育を必要とする児童生徒のために、勉 強の仕方、気持ちやコミュニケーションなどの伝え方 をグループ学習の中で提供している。しかしながら, 一見して障害がわかりにくく、コミュニケーションが 取りにくい発達障害児に対して、高学年の児童生徒が 教師の代わりとなって指導することができるのかとい うことも疑問点である。前章のケース1やケース2の ように、教師にとっても障害がある子どもに適切な対 応ができないどころか、障害についての認識さえも持 てなかったケースもあるほどであるから、高学年の児 童生徒にとっては更に難しい課題であろうと言える。 障害児. 特に発達障害(注意欠陥/多動性障害,アス ペルガー障害など)がある子どもは、コミュニケーシ ョンをとることが苦手で、興味の範囲も非常に狭い。 例えば, 周囲のクラスメートが, 興味なさそうなそぶ りや不愉快そうな態度を見せているにもかかわらず. その空気を読むことはなく、自分が興味のある話を 延々と話し続けたり、クラスメートが話すことをきち んと聞かずに、いきなり話題を変えたりすることなど もよくある。そういった障害の特性を理解し、適切な 対応をとることが必要とされている。

教育学者の鄧澔明博士は、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、アスペルガー障害などといった発達障害がある子どもに対して、適切な対応や支援が不足していれば、成績および行為の面において、容易に問題が生じると指摘している³°。健常児と

障害児をひとつの連続した教育システムとして捉えた インクルージョン教育を積極的に推進するならば、学 校や教師は、個々の障害児に対する理解や支援を十分 に認識している必要がある。教育局は、この方面にお いて、「特殊教育サービス・センター」および「特殊 教育資源センター」などを設置したり、教師が特別支 援に関する専門的な知識を身につけるための援助を提 供したりしているが、実際には、教師全員にまで、情 報および指導が徹底されていないため、まず、学校や 教師は、個々の障害児に対する理解や支援を十分に認 識するだけの知識を得る必要があるだろう。また、公 立の普通学校と, 英基国際学校の支援学級との間に も、政府から得られる資源、特別支援教諭の有無な ど、格差が見られる。同様に政府の補助によって成り 立っている教育機関であることから、互いに足りない 部分を補い合うことも含めて、協働できる部分もある と言えるだろう。更に、現在、香港では、特に発達障 害児の訓練を実施している民間機関がいくつか出現し ている。それらの機関は、研究、アセスメント、矯正 教育、学習支援において、積極的な役割を果たしてい る。実際に、英基国際学校の支援学級の子どもたち は、こういった民間機関を自費で活用している状況で ある。政府は、この資源を積極的活用し、民間機関と 学校を連携させたり, 政府が民間機関を利用して専門 的な情報を入手したりするなど、政府、学校、民間機 関の提携の有効な利用にもっと積極的になるべきであ ろうし、三者の協働を考えるべきである。また、アメ リカで起こったインクルージョン教育の考え方は. 欧 米諸国では1980年代から取り入れられてきたために、 欧米諸国ではこれまでの経験の蓄積がある。インクル ージョン教育については、更に進んで、欧米諸国が積 み重ねてきた成果を参考にするべきであるといえ る\*\*。そして、本研究で指摘した問題点を踏まえて、 筆者は今後も引き続き, 香港の実情に合った特殊教育 の実施について提言を行っていきたいと考えている。

#### 注

- 1) 詳細は以下を参照:徐國棟等「融合教育在香港小學 進行的情況」、香港:香港初等教育研究學會、香港特殊 教育學會、2006 年、1-63 頁。
- 2) 香港教育局のホームページ(特殊教育) http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 7346&langno = 2
- 3)香港教育局質素保證分部「香港學校表現指標 2008」, 2008年,1-28頁。
- 4) 香港教育局のホームページ (特殊学校)

http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 1040&langno = 2

- 5) 香港では、近年までは技能訓練学校(中学校)を前身とする学校が3校あり、重度の学習障害児に対して、きめ細かなケアをするために、各クラスの定員は30人以下に設定されていた。それら3校は、主に重度の学習困難の生徒を受け入れており、生徒の必要性に応じて、メインストリームおよび個人の特性に適したコースに、生徒をそれぞれ分別していた。保護者は、学校に直接申請するか、中学の「学籍分配制度」によって入学申請をすることができた。しかし、この技能訓練校は、2008/2009 年度より募集を停止している。
- 6) 英基国際学校のホームページ(特別支援教育)http://www.esf.edu.hk/zh/our-schools/special-educational-needs
- 7) 香港教育局のホームページ(学校概況)http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID=1040&langno=2
- 8) それら6校は、それぞれ、畢架山小学、九龍小学、 白普理小学、山頂小学、鰂魚涌小学、清水湾小学、英 皇佐治五世学校(中学)、南島中学、西島中学である。
- 9) 英基国際学校のホームページ (特別支援教育) http://www.esf.edu.hk/zh/our-schools/special-educational-needs 筆者の学校関係者への聞き取り (2009 年 6 月~2010 年 10 月にかけて実施)
- 10) 成清美治等編著『精神保健福祉』, 学文社, 2007, 2008 年, 17頁, および社団法人日本精神保健福祉士協会・ 日本精神保健福祉学会監修『精神保健福祉用語辞典』, 中央箒出版, 2004, 2008年, 29頁。
- 11) 徐國棟等「融合教育在香港小學進行的情況」,香港:香港初等教育研究學會,香港特殊教育學會,2006年,1-63頁。

香港教育局のホームページ(インクルージョン教育) http://www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content\_7385/ie %20 guide.pdf

12) 徐國棟等「融合教育在香港小學進行的情況」,香港:香港初等教育研究學會,香港特殊教育學會,2006年,1-63頁。

香港教育局のホームページ(インクルージョン教育) http://www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content\_7385/ie %20 guide.pdf

- 13) 香港教育局のホームページ(特殊教育へのサービス) http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 7347&langno = 2
- 14) 詳細は以下を参照:香港教育局のホームページ(特殊教育資源センター) http://www.edb.gov.hk/serc
- 15) 保護者が子女の聴覚障害を疑った場合は、できるだけ早く医師を受ける必要がある。もし、必要な場合は、学校と医師が、聴覚障害のある児童生徒が、言語および聴覚サービス部に紹介し、継続して更に踏み込んだアセスメントを行い前進できるように助力する。
- 16) 保護者が子女の聴覚障害を疑った場合は、できるだけ早く在籍する学校に伝える必要がある。もし、必要な場合は、学校が、聴覚障害のある児童生徒が、言語および聴覚サービス部に紹介し、継続して更に踏み込んだアセスメントを行い前進できるように助力する。

- 17) 保護者は、小学校の学生指導スタッフ或いは中学校の学校ボランティア或いは指導の教師に対して、学習、情緒或いは行為に問題がある子女のために、初歩的な意見や支援を求めることができる。もし、必要があれば、学校は児童生徒を心理専門家に紹介して、更に進んだアセスメントと情報収集を得ることができる。
- 18) 香港教育局のホームページ(特殊教育サービス・センター) http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 7390 &langno = 2
- 19) 香港教育局のホームページ(評価システム)http://www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content\_756/qa\_annual\_report 0809\_c.pdf
- 20) 筆者の公立学校教員への聞き取り (2009 年 11 月 12 日に実施)
- 21) 詳細は以下を参照:合田美穂『香港におけるギフテッド教育の歴史・政策・課題』,『甲南女子大学研究紀要』第46号人間科学編(2010年3月)
- 22) 筆者の当事者の関係者への聞き取り (2010年9月24 日に実施)
- 23) 香港教育局のホームページ(ギフテッド教育) http://hkgifted.wikidot.com/giftedstory
- 24) アスペルガー障害とは、社会的な相互交渉の質的な障害、コミュニケーションの質的な障害、行動、興味、活動の限定的、反復的、常動的様式の存在の3つの必須行動症状を持ち、言葉、とりわけ文法的な発達に遅れが目立たない場合に診断される。詳細は以下を参照:日本発達障害学会監修『発達障害基本用語事典』、金子書房、2008年、27-28頁。
- 25) 特定不能の広汎性発達障害は、社会的な相互交渉の質的な障害、コミュニケーションの質的な障害、行動、興味、活動の限定的、反復的、常動的様式の存在の3つの必須行動症状が基準を満たすほど強くないときであるか、発症年齢が3歳を過ぎてからの場合に診断される。詳細は以下を参照:日本発達障害学会監修『発達障害基本用語事典』、金子書房、2008年、27-28頁。
- 26) 筆者の当事者の関係者への聞き取り (2009 年 6 月~ 2010 年 10 月にかけて実施)
- 27) 香港電台新聞透視「資優之憂」, 2005年6月25日。
- 28) Reis, S. M. & McCoach, D. B. "Underachievement in Gifted Students," In M. Neihart, S. M. Reis, N. M. Robinson, & S. M. Moon (eds.). *The Social and Emotional Development of Gifted Children* (Waco, Texas: Prufrock Press, 2002), pp.81–91.
- 29) 筆者の, クイーンマリー病院看護師長の馬家儀氏へ の聞き取り (2011年2月5日)
- 30) 鄧澔明著『培育資優新一代』,香港:世界出版社,2006 年 128頁。
- 31) 筆者の民間機関 (「Autism Recovery Network」 および 「成長路」の 2 機関) の関係者への聞き取り (2009 年 11 月~2010 年 10 月にかけて実施。)
- 32) Diane Montgomery, "Double Exceptionality: Gifted Children with Special Educational Need in Ordinary Schools," in Belle Wallace and Gillian Eriksson, eds., *Diversity in Gifted Education* (London: Routledge, 2006), pp.216–224.

### 参考文献および映像資料(日本語の50音順)

- 合田美穂「香港におけるギフテッド教育の歴史・政策・ 課題」、『甲南女子大学研究紀要』第 46 号人間科学編、 2010 年。
- 徐國棟等「融合教育在香港小學進行的情況」,香港:香港初等教育研究學會,香港特殊教育學會,2006年。
- 社団法人日本精神保健福祉士協会·日本精神保健福祉学会監修『精神保健福祉用語辞典』,中央箒出版,2004,2008年。
- Diane Montgomery. "Double Exceptionality: Gifted Children with Special Educational Need in Ordinary Schools," in Belle Wallace and Gillian Eriksson, eds., *Diversity in Gifted Education, London*: Routledge, 2006.
- 鄧澔明著『培育資優新一代』,香港:世界出版社,2006年。
- 成清美治等編著『精神保健福祉』, 学文社, 2007, 2008 年。 日本発達障害学会監修『発達障害基本用語事典』, 金子書 房, 2008 年, 27-28 頁。
- 香港教育局質素保證分部「香港學校表現指標 2008」, 2008 年
- 香港電台新聞透視「資優之憂」, 2005年6月25日放映。
- Reis, S. M. & McCoach, D. B. "Underachievement in Gifted Students," In M. Neihart, S. M. Reis, N. M. Robinson, & S. M. Moon (eds.). The Social and Emotional Development of Gifted Children, Waco, Texas: Prufrock Press, 2002.

#### インターネット資料 (日本語の50音順)

英基国際学校のホームページ (特別支援教育)

http://www.esf.edu.hk/zh/our-schools/special-educational-needs

香港教育局のホームページ (インクルージョン教育)

http://www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content\_7385/ie %20 guide.pdf

香港教育局のホームページ (学校概況)

http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 1040&langno - 2

香港教育局のホームページ(特殊学校)

http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 1040&langno = 2

香港教育局のホームページ (特殊教育)

http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 7346&langno = 2

香港教育局のホームページ(特殊教育サービス・センタ ー)

http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 7390&langno = 2

香港教育局のホームページ (特殊教育資源センター)

http://www.edb.gov.hk/serc

香港教育局のホームページ (特殊教育へのサービス)

http://www.edb.gov.hk/index.aspx?nodeID = 7347&langno = 2

香港教育局のホームページ(評価システム)

http://www.edb.gov.hk/FileManager/TC/Content\_756/qa\_annual\_report 0809\_c.pdf